

指示詞的用法を持つ二字字音接頭辞 「当該」

張 明

[キーワード：①字音接頭辞 ②「当該」 ③用法分類 ④特定性 ⑤話し手の知識状態]

1. はじめに

「不釣り合い」の「不」、「スパルタ的」の「的」、「近代化」の「化」など、「すでに存在する、和語・外来語の語基、および、字音複合語基、そして、それらの結合形に、前部分あるいは後部分から結合する、字音形態素」(野村1978:104)のことを野村(1978)では、「接辞性字音語基」と呼ばれているが、本稿では、「字音接辞」と呼ぶことにする。

字音接辞を個別に考察対象とし、その意味・用法を語彙論・意味論、生成文法理論、認知言語学理論から考察するもの¹⁾は少なくない。また、字音接辞全体を体系的に分類し、考察するものには、野村(1978)、山下(2018)、および拙稿の張(2018)もある。字音接辞に関する研究は一定の成果が挙げられてきたと思われる。

しかし、字音接辞の個別的な研究も、体系的な研究も、上に挙げた「不」「的」「化」のように、基本的に一字のものを対象とする。二字字音形態素の中に接辞も存在するという立場をとる研究はない。本稿は、二字字音接辞もあるのではないかと主張し、その代表例として、「当該」を取り上げる。

また、指示詞的用法を持つ字音表現²⁾に関する研究は、管見の限り

中川 (2005)、張 (2016b) の「同」、中川 (2015) の「両」、張 (2016a) の「当」と「本」、張 (2017) の「各」、建石 (2016) の「問題の」「例の」などが挙げられるが、それほど多くないというのが現状である。

このように、二字字音接辞研究と指示詞的用法を持つ字音表現研究が進んでいないという現状を考えて、本稿は、指示詞的用法を持つ二字字音接辞「当該」を取り上げ、「当該」はどのような指示詞的用法を持つのかを明らかにすることが目的である。

2. 二字字音接辞について

本節では、まず「二字字音接辞」という概念について説明し、「当該」は字音接辞といえるのか、「当該」のほかに二字字音接辞はどのようなものがあるのかという2点を中心に論じる。

2.1 「当該」は字音接辞といえるのか

二字漢語については、石井 (2007) のように、二字漢語を複合語と見做す研究もあれば、野村 (1988) のように、現代日本語の語構成意識に基づき、二字漢語を単純語と見做す研究もある。立場が分かれたが、二字の字音接辞というものは確かに一般的な言語意識にそぐわないだろう。そのため、積極的に二字字音接辞を認める研究はない。

「当該」は字音接辞といえるのかという問題を解決するには、まず字音接辞とは何かについて確認しておく必要がある。張 (2018) における「字音接辞」の定義は野村 (1978) の「接辞性字音語基」の定義に従うとしている。「すでに存在する、和語・外来語の語基、および、字音複合語基、そして、それらの結合形に、前部分あるいは後部分から結合する、字音形態素」(野村1978:104) のことを字音接辞という。また、山下 (2018:217) においても、「「字音接辞」は、主に二字漢語や和語、外来語等に前接または後接して合成語を形成する場合の形態素を指す」と

述べており、ほぼ同様の定義をしている。つまり、ある字音形態素が「和語・外来語の語基、および、字音複合語基」³⁾と結合する以上、「字音接辞」として認める。一般的に認識されている「単独で語を構成することができない」「形式的な意味を表す」などといった接辞の性質を重要視しない。

しかし、張（2018）、山下（2018）の規定は、「不」「的」「化」などの一字字音形態素には有効であるが、二字字音形態素には有効とはいえない。例えば、「縦社会」「グローバル社会」「高齢化社会」の「社会」や、「ふぐ料理」「イタリア料理」「家庭料理」の「料理」などは、「和語・外来語の語基、および、字音複合語基」と結合することができるため、上の説明によると、字音接辞と認められるはずであるが、「社会」「料理」を接辞と認めることはあまりにも一般的な言語意識にそぐわないだろう。よって、二字字音形態素が接辞であるかどうかを判断する際に、「何と結合するのか」という側面だけでなく、「単独で語を構成することができるかどうか」という側面も重要になってくる。「社会」「料理」などの二字字音形態素は、単独で語を構成することができるため、字音接辞とは認められない。

つまり、一字字音形態素が字音接辞であるかどうかを判断する際には、「何と結合するのか」という側面のみで十分である。ある一字字音形態素が「和語・外来語の語基、および、字音複合語基」と結合する用例が多く確認されれば字音接辞として認められる。それに対して、二字字音形態素が字音接辞であるかどうかを判断する際には、「何と結合するのか」のみならず、「単独で語を構成することができるかどうか」という側面も見なければならぬ。ある二字字音形態素が「和語・外来語の語基、および、字音複合語基」と結合する用例が確認され、かつ単独で語を構成することができなければ、その二字字音形態素が字音接辞として認められるのではないかと考えられる。

本稿の考察対象である「当該」はどうだろうか。「当該」は次の（1）

～(3)のように、その後ろに「和語・外来語の語基、および、字音複合語基」と結合することができる。

- (1) 日米両政府は、宇宙空間の安全保障の側面を認識し、責任ある、平和的かつ安全な宇宙の利用を確実なものとするための両政府の連携を維持し及び強化する。当該取り組みの一環として、……。

(ヨミダス歴史館.2015.4.28)⁴⁾

- (2) ランス・アームストロング氏(米)が2000年シドニー五輪の個人ロードタイムトライアルで獲得した銅メダルの剥奪を決めたことが17日、分かった。I O Cのアダムス広報部長によると、16日にアームストロング氏に文書を送付し、当該レースでの失格を伝え、銅メダルの返還を求めた。

(ヨミダス歴史館.2013.1.18)

- (3) 追加種目は、I O Cが進める五輪改革の目玉の一つとして導入された。開催都市の組織委員会が、当該五輪で実施する種目を提案できるようにした。

(ヨミダス歴史館.2016.8.5)

また、「*当該が～」 「*当該を～」のように、「当該」を主語や補語として使うことはできず、単独で語を構成することもできないため、「当該」を字音接辞として十分に認められる。

2.2 二字字音接辞はほかにどのようなものがあるのか

二字字音接辞の内包的定義と外延的定義については、更に検討する必要がある、ここでは二字字音接辞の全体像を示すことができないが、「当該」のほかに、二字字音接辞といえそうなものにはどのようなものがあるのかについて少し述べておく。

2.2.1 山下(2008)のデータについて

まず、山下(2008)のデータに、二字字音接辞と考えられるものが存

在する。山下（2008）は主に小型国語辞典を資料として、見出し語として収録されている「接辞」と「造語成分」を抽出し、「造語成分データベース」を作成した。その中に、二字以上の字音形態素も含まれている。その全データを示すと、次の表1のようになる。

表1 山下（2008）における二字以上の字音形態素

	前後接 ⁵⁾	前接	後接
二字	以下、解析、金庫、工学、時間、時限、週間、待遇、単位、不可、立方	一次、一大、一日、一両、一回、一拳、一昨、移動、衛星、海事、蓋然、苛性、可塑、可燃、擬古、義勇、共產、強制、経口、遣外、原生、国際、後家、五大、五分、再再、再来、三大、三段、次次、自動、四半、姉妹、洒落、袖珍、主戦、準々、焼夷、奨学、消極、食肉、処女、身上、数理、赤色、積極、先先、前前、代議、対校、対日、多角、知日、中高、中小、超常、天竺、伝書、等差、等時、等比、特別、南京、二元、二大、馬鹿、非核、賦活、不許、不凍、不等、文化、平方、望遠、某某、泡沫、保冷、摩訶、万年、明後、民主、名神、名誉、野外、夜行、唯心、唯美、唯物、遊魚、翌々、来来、立体、臨地、連体、連邦	愛人、以遠、以外、以後、以降、以上、以西、以前、一遍、以東、以内、以南、以北、以来、院殿、回忌、皆兵、各位、箇月、加減、か国、か所、か条、閣下、格好、合切、か日、か年、猥下、見当、居士、御前、三界、山人、散人、三宝、三昧、至極、自身、次第、自体、車身、著流、周忌、周年、旬間、書院、史要、上戸、場裡、書屋、女史、親等、前後、先生、千万、相当、層倍、層楼、十辞、反歩、丁度、町歩、丁目、艇身、程度、殿下、同士、頭身、等星、等等、読本、内外、年間、年生、年配、馬身、番線、飯店、半分、風情、陛下、法師、坊主、放題、無比、文字、有半、有余、洋行
三字以上	なし	一昨昨、水酸化、全天候、二酸化	妃殿下

表1で示した二字のものはすべて二字字音接辞として認められるかという、そうではない。その中に二字字音接辞とはいえないものがある。

例えば、「時間」「文化」「程度」などのように、単独で語を構成することができるものがある。それを二字字音接辞と認めることはできない。また、「蓋然性」の「蓋然」や、「不凍港」の「不凍」などのように、「和語・外来語の語基、および、字音複合語基」と結合しないものもある。それも二字字音接辞と認めることはできない。よって、表1の中に、単独で語を構成することができるもの、「和語・外来語の語基、および、字音複合語基」と結合しないものを除外する必要がある。

また、「国際」「原生」などのように、「国際化」「原生林」のように、一字漢語と結合する用例もあれば、「国際結婚」「原生植物」のように、「和語・外来語の語基、および、字音複合語基」と結合する用例もある。本稿は、張(2018)と同様に、それらを分けて考える立場をとる。

張(2018)では、「卒業式」「スパルタ式」「電動式」の「式」を字音接辞と見做し、「形式」「旧式」「公式」の「式」は「和語・外来語の語基、および、字音複合語基」と結合していないため、字音接辞と認めず、「二字漢語の構成要素」と呼んでいる。このように、具体的にどのように使われるかによって、「式」は接辞にも二字漢語の構成要素にもなり得るという動的な見方で考える。

本稿の二字字音接辞も同様である。「国際結婚」の「国際」や、「原生植物」の「原生」は、「和語・外来語の語基、および、字音複合語基」と結合するため、二字字音接辞として認められる。それに対して、「国際化」の「国際」や、「原生林」の「原生」は、一字漢語との結合であるため、二字字音接辞として認められず、本稿では、「合成形式専用の複合字音語基」⁶⁾と呼ぶことにする。

2.2.2 竝木(2009)(2013)の「意味要素の稀薄化」について

竝木(2009)(2013)でいう「意味要素の稀薄化」が生じたものの中に、二字字音接辞と考えられるものも存在する。その前に、まず「意味要素の稀薄化」について見てみる。

竝木（2013:48-49）によると、例えば「音痴」という語は、単独で使われた場合には、「音程や調子が外れて歌を正確に歌えないこと」というような意味を表す。しかし、「方向音痴」「運動音痴」「味覚音痴」などのように、複合語の後部要素として「～音痴」という形で使われると、その「音痴」は本来の意味ではなく、「～が苦手によくわからないこと、うまくできないこと」という、音楽とは無関係な、より一般的な意味に変化する。「音痴」の「音楽」という特定の意味要素がなくなっており、そのかわりに、「方向」「運動」が元の要素の意味を埋めている。つまり、「方向音痴」「運動音痴」における「音痴」が持っていた意味全体の一部がなくなっているという点から、「意味要素の稀薄化」と呼んでいる。

竝木（2009）（2013）によると、「音痴」以外に、以下のような二字字音形態素も意味の稀薄化が生じていることがわかる⁷⁾。

- (4) 王子：ハンカチ王子、ハニカミ王子、体操王子
 銀座：戸越銀座、上野銀座、谷中銀座
 大使：親善大使、平和大使、囲碁大使
 茶碗：ごはん茶碗、めし茶碗、湯呑み茶碗
 難民：介護難民、ネットカフェ難民、お産難民
 博士：お天気博士、お魚博士、虫博士

「音痴」を含めて、以上の二字字音形態素は単独で語を構成することができ、二字字音接辞ではないように見える。しかし、「音程や調子が外れて歌を正確に歌えないこと」という意味を表す「音痴」は確かに単独で語を構成することができるが、「方向音痴」「運動音痴」などのように、「～が苦手によくわからないこと、うまくできないこと」という意味を表す場合は、単独で語を構成することができない。つまり、意味要素の稀薄化が生じていない「音痴」は単独で語を構成することができるため、二字字音接辞とはいえないが、意味要素の稀薄化が生じた「音痴」は単独で語を構成することができず、「和語・外来語の語基、および、字音複合語基」と結合する用例も確認されるため、二字字音接辞と認め

られるのではないかと考えられる⁸⁾。(4)で挙げた「王子」「銀座」「大使」なども「音痴」と同様に考えることができる。

以上のように、「当該」のほかに、二字字音接辞といえそうなものにはどのようなものがあるのかについて見てきた。本節の冒頭でも述べたように、二字字音接辞の内包的定義と外延的定義については、更に検討する必要があり、現段階では二字字音接辞の全体像を示すことができない。今後の課題にする。

3. 考察資料と用例

本稿は、資料として、読売新聞「ヨミダス歴史館」という新聞記事のデータベースを使用した。新聞記事データベースを使った理由は2つある。1つは、「当該」が新聞記事で頻繁に使用されることを予想できるからである。もう1つは、「当該」は指示詞の用法を持ち、特に文脈指示と関わり、全文脈を把握する必要がある。新聞記事データベースでは、その新聞記事の全文脈が確認できる。よって、新聞記事データベースを使うことにした。2012年1月1日から、2016年12月31日の計5年間を指定し、「当該」という検索語で計628例を収集した。収集した用例数を示すと、表2のようになる。

表2 「当該」の用例数

当該+名詞	当該+の+名詞	当該+する+名詞
586例	41例	1例
当該列車、 当該チームなど	当該の選手、 当該の設問など	当該する自治体

次の(5)(6)と(7)(8)を見れば、「当該+名詞」というパターンと、「当該+の+名詞」というパターンにおける「当該」は意味的な差が見られないということがわかる。

- (5) ソチ五輪では、ドーピングをしていた選手の尿検体を、当該選手から事前に採取して冷凍保存していたクリーンな尿検体とすり替える隠蔽手法が、連邦保安局（F S B）の職員などによって用いられた。（ヨミダス歴史館.2016.7.20）
- (6) 2012年ロンドン五輪で採取した検体を再検査した結果、5競技の23人がドーピングの陽性反応を示したと発表した。当該の選手を今夏のリオデジャネイロ五輪に出場させないため、I O Cは6か国・地域のオリンピック委員会に通知する。（ヨミダス歴史館.2016.5.28）
- (7) 化学の問題では、設問文に不備があり、厳密に問題を解こうとすると6問の答えが出なかったという。大手予備校からの指摘で発覚した。理学部や工学部などを志望する受験生308人が受験し、当該設問については全員に満点を与えた。（ヨミダス歴史館.2014.3.2）
- (8) 松山大（松山市）は17日、1月25日に実施した薬学部の一般入試で、生物の問題の一部に出題ミスがあったと発表した。当該の設問を受験した36人全員を正解としたが、合否判定に影響はなかった。（ヨミダス歴史館.2015.3.18）
- (5) の「当該選手」を「当該の選手」に、(7) の「当該設問」を「当該の設問」に置き換えても、文意が変わることはなく、意味の差が見られない。その逆もいえる。(6) の「当該の選手」を「当該選手」に、(8) の「当該の設問」を「当該設問」に置き換えても、文意が変わることはない。

しかし、意味的に差はないが、本稿は、字音接頭辞である「当該」を考察対象とするため、(6)「当該の選手」、(8)「当該の設問」の「当該」は字音接頭辞として認めず、本稿の考察対象としない。

また、「当該」も2.2.1で見えてきた「国際」「原生」と同様に、「当該便」「当該号」のように、一字漢語と結合する用例もあれば、「当該チーム」「当

該列車」のように、「和語・外来語の語基、および、字音複合語基」と結合する用例もある。2.2.1で述べたように、「当該チーム」「当該列車」の「当該」は、「和語・外来語の語基、および、字音複合語基」と結合するため、二字字音接辞として認められる。それに対して、「当該便」「当該号」の「当該」は、一字漢語との結合であるため、二字字音接辞として認められず、対象外とする。

したがって、表2で示した「当該+名詞」の586例の中から、「当該便」「当該号」などの一字漢語と結合する57例を除くと、529例を本稿の考察対象とする。

4. 「当該」の用法分類について

管見の限り、「当該」の意味用法を丁寧に記述する研究は見当たらない。国語辞典の意味記述を見てみると、類似した記述が見られる。

(9) そのことに関係があること。該当。

(『日本国語大辞典 第二版』小学館.2001)

(10) そのことに関係のあること。当の、それにあたるなどの意で連体詞的に用いる。

(『大辞林 第三版』三省堂.2006)

(11) そのこと、そのものにあたっていること。

(『新選国語辞典 第九版』小学館.2011)

「当該」という語の意味は何かという問いに対しては、(9)～(11)のように国語辞典に書いてある意味記述は「模範解答」だといえるが、その「模範解答」はわかるものなのかと言われてみれば、そうではない。それゆえ、「当該」の意味用法を緻密に検討する必要があるのではないかと思われる。

本節は、先行表現が明示されているかどうかという基準によって、「当該」を先行表現が明示されている「当該」と先行表現が明示されていない「当該」の2種類に分け、それぞれの特徴を指摘する。

4.1 先行表現が明示されている「当該」

先行表現が明示されている「当該」の用例として、次の(12)～(15)を取り上げる。

- (12) 10日午前6時15分頃、都城市平塚町のJ R日豊線五十市―財部駅間の線路上で、女性が都城発鹿兒島中央行きの下り普通列車(6両)にはねられ、死亡した。……(中略) J R九州によると、特急上下2本が部分運休、当該列車を含む上下4本が最大1時間50分遅れ、約800人に影響が出た。

(ヨミダス歴史館.2016.3.11)

- (13) 昨年9月下旬に、1人の女子選手への暴力行為が通報され、両者とも事実と認めたにもかかわらず、リオ五輪に向け園田監督の続投を10月末に早々内定。当該選手への謝罪が行われたのは、約1か月も後だった。

(ヨミダス歴史館.2013.2.1)

- (14) 燕市は17日、今年度の4～6月分の国民健康保険税の納税通知書について、払う必要のない56世帯に誤って送付したと発表した。同市の税務処理を担当したシステム会社の操作ミスが原因で、同市は当該世帯に電話と文書で謝罪したという。

(ヨミダス歴史館.2012.4.18)

- (15) 府は25日、昨年12月13～18日に「脱法ドラッグ」の買い上げ調査を行い、大阪市内の4店舗で扱っていた4商品から薬事法で規制されている成分が検出されたと発表した。健康被害の報告はされていないが、府は各店に、当該商品の撤去を指導した。

(ヨミダス歴史館.2013.2.26)

点線で示したように、(12)～(15)の「当該」の先行表現は明示されている。(12)の「当該列車」は線路で女性をはね、人身事故を起こした都城発鹿兒島中央行きの下り普通列車を指し示す。(13)の「当該選手」は暴力行為を受けた1人の女子選手を指し示す。(14)の「当該

世帯」は払う必要がないのに、納税通知書を送った56世帯を指し示す。(15)の「当該商品」は薬事法で規制されている成分が検出された4商品を指し示す。(12)～(15)の「当該」の先行表現が明示されており、前文脈に既出したものを指し示す点で共通することがわかる。

ただし、(12)(13)の「当該」は指示対象が1つであり、(14)(15)の「当該」は指示対象が複数という点で異なる。(12)は文脈からわかるように、「当該」の指示対象である「列車」は1つである。(13)の先行表現は「1人の女子選手」と明示されており、指示対象が1つであることが明確である。それに対して、(14)(15)の先行表現に「56」「4」という数字の明示によって、指示対象が複数であることがわかる。

4.2 先行表現が明示されていない「当該」

先行表現が明示されていない「当該」の用例として、次の(16)～(19)を取り上げる。

(16) 〈ペルソナ・ノン・グラータ〉

外交関係に関するウィーン条約で定められた外交官に対する措置の一つ。ラテン語で、「好ましからざる人物」と訳され、主に当該外交官が犯罪を犯した場合に受け入れ国が通告する。派遣元の国は、召還するか任務を解かねばならない。

(ヨミダス歴史館.2012.6.7)

(17) ◆ロンドン五輪の参加標準記録

国際陸連が定めた五輪出場資格となる記録。低めに設定されたB標準と、より難しいA標準の2種類がある。各国・地域の陸連は、各種目とも最大3人の出場選手枠の中で、A標準をクリアした選手なら3人まで、B標準突破者なら1人のみ当該種目に出場させることができる。(ヨミダス歴史館.2012.5.21)

(18) ■いじめの定義

当該児童と一定の関係にある他の児童らが行う心理的または物

理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、当該行為の対象となった児童らが心身の苦痛を感じているもの（ヨミダス歴史館.2014.3.2）

- (19) 県は、4月から県内を7海域に分け、週1回計100検体を採取。規制値超の魚が出た場合、その海域から当該魚種を出荷することを自粛するよう関係団体に求める独自の方針を決めている。

（ヨミダス歴史館.2012.3.30）

(16) の「当該外交官」は前文脈に出現したある特定の外交官を指し示すものではない。犯罪を犯した外交官であれば、どの外交官も指し示すことができる。つまり、(16) の「当該」は犯罪を犯した外交官という集合の中に、任意の1人の外交官を表すのである。(17) の「当該種目」、(18) の「当該児童」「当該行為」、(19) の「当該魚種」も同様であり、前文脈に出現したある特定のものを指し示すのではなく、ある集合の中の任意の1つを表すものである。このように、「当該」は特定のものではなく、集合の中の任意の1つを表すため、先行表現は当然ながら出現しない。

「当該」と同様に、指示詞の中にも先行表現が明示されていない場合がある。小林（1997）は、先行表現が明示されていない「その」⁹⁾について考察したものである。次の(20)(21)は先行表現が明示されていない「その」の用例であり、先行表現が明示されていない「当該」と類似する。

- (20) 麻雀も腕だけでは勝てない。その時の運に左右されることが非常に多い。その運もしばしば片よっている。つきだすと、つきまくるが、つきに見放されるとどんなにあがいても駄目である。堅実な麻雀は、打つことはできるが、人生と同じように浮き沈みがなくなることは、絶対にないのではなからうか、又、麻雀にはその人の性格もあらわれる。（小林1997:70）

- (21) 私は大学で講義を聴き、その最後の日まで、十八年親灸した折

口信夫先生とたびたび旅行のお供もしたが、宿でその日のスケジュールをきめる時に、おどろくほど入念に、予定を立てた。

(小林1997:70)

小林(1997:70)によると、(20)の「その時」は麻雀をやる「時」のうちの任意の1つを表す。「その人」は「人」のうちの任意の1人を表す。(21)の「その日」も同様に、旅行した「日」のうちの任意の1日を表す。(16)～(19)で見てきた先行表現が明示されていない「当該」と類似した特徴を持っている。

また、小林(1997:71)によると、(20)の「その時」が麻雀をする時であることや、(21)の「その日」が旅行をしている日であることは先行する文からわかるが、これも「先行表現」とは言えない。その理由については、小林(1997:71)では、「集合全体が制限されているだけで、「その時」「その日」がその集合のどの一つかを規定してはいないからである。……(中略)「先行表現」は、指示語の意味内容を規定するものだから、ここでは「その」の方の働き、つまり任意の一つを選びだす働きの方に関わるのでなければ「先行表現」とは言えない」と述べている。

以上で述べた小林(1997)の論は、「当該」にも当てはまる。(17)の「当該種目」がロンドン五輪の陸上の種目であることや、(19)の「当該魚種」が規制値超の魚であることは先行文脈からわかるが、先行表現ではない。その理由も小林(1997)で述べられているように、「当該種目」「当該魚種」がその集合のどの一つかを規定していないからである。

5. 「当該」の統一的説明

4節では、「当該」を先行表現が明示されているかどうかによって、先行表現が明示されている「当該」と先行表現が明示されていない「当該」という2種類に分けた¹⁰⁾。なぜ「当該」はこの異質の2用法を持っているのか。この2種類の「当該」に共通する性質は何かということに

ついて、本節で考える。

5.1 話し手の知識状態に基づいたもの

本稿は、「話し手の知識状態」という概念を用いて、「当該」を統一的に説明することを試みる。話し手の知識状態に基づいた文法概念として、名詞の特定性が挙げられる。建石（2017:18）によると、特定性は「より一般的に使用されている話し手の立場からの分類」（同:18）であり、その規定について、次のように述べている。

(22) 特定指示：話し手が当該の指示対象を唯一に同定することができる場合

不特定指示：話し手が当該の指示対象を唯一に同定することができない場合 (同:18)

建石（2017）では、特定指示の例は（23）（24）、不特定指示の例は（25）（26）を挙げている。

(23) 私には忘れられない恩師がいる。その恩師は自分の人生を変えた人でもある。 (同:20)

(24) 昨日一人の学生から質問を受けました。それは山田花子さんです。彼女は学内でも熱心なことで有名ですからね。 (同:21)

(25) A：去年の高校野球で優勝した高校はどこ？
B：それは駒大苫小牧高校だよ。 (同:21)

(26) このグラウンドは1周が400メートルあります。つまり、例えば誰かが5周走ったとすると2キロ走ったことになるわけです。 (同:21)

(23) (24) は話し手自身のことについて述べており、当然ながら、「その恩師」「一人の学生」が誰なのかを知っているため、話し手は「その恩師」「一人の学生」の指示対象を唯一に同定できるため、特定指示である。それに対して、(25) の「去年の高校野球で優勝した高校」の指示対象が唯一には同定できないからこそ、聞き手に尋ねるという文脈である。(26) は「誰か」という不定名詞が使われ、話し手がある特定の

人物を念頭に置いて述べるものではないため、不特定指示になる。

5.2 話し手の知識状態による「当該」の分析

5.1では、話し手の知識状態に基づいた名詞の特定性という概念を確認した。本節では、話し手の知識状態を用いて、「当該」は話し手の知識状態を想定しない、あるいは、想定する程度が低いことを表す表現だと結論づける。

5.2.1 話し手の知識状態による先行表現が明示されていない「当該」の分析

まず、次の(27)～(30)のような先行表現が明示されていない「当該」について検討する。

(27) 〈ペルソナ・ノン・グラータ〉

外交関係に関するウィーン条約で定められた外交官に対する措置の一つ。ラテン語で、「好ましからざる人物」と訳され、主に当該外交官が犯罪を犯した場合に受け入れ国が通告する。派遣元の国は、召還するか任務を解かねばならない

(= (16) の再掲)

(28) ◆ロンドン五輪の参加標準記録

国際陸連が定めた五輪出場資格となる記録。低めに設定されたB標準と、より難しいA標準の2種類がある。各国・地域の陸連は、各種目とも最大3人の出場選手枠の中で、A標準をクリアした選手なら3人まで、B標準突破者なら1人のみ当該種目に出場させることができる。(= (17) の再掲)

(29) 選挙区の区割り規定が投票価値の平等に反して違憲であると判断される場合に、これに基づく選挙を直ちに無効とした場合、当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で選挙区割り規定の是正を行わざるを得ないなど、憲法の予定しない事

態が現れることによる不都合などが生じる。

(ヨミダス歴史館.2013.3.7)

- (30) 中小企業診断協会によると、試験には1次と2次があり、1次合格者は2次試験を当該年度と翌年度の2回受ける資格がある。
(ヨミダス歴史館.2015.1.7)

上述したように、(27)～(30)の「当該」をともなった名詞句は、話し手がある特定の「外交官」「種目」「選挙区」「年度」を念頭に置いて述べるものではなく、ある集合の中に、任意の1つを表すものである。そのため、話し手は指示対象を唯一に同定することができず、不特定指示になる。不特定指示であるということは、話し手の知識状態を想定しないということを意味すると考えられる。つまり、先行表現が明示されていない「当該」の場合は、話し手の知識状態を想定しないということになる。

5.2.2 話し手の知識状態による先行表現が明示されている「当該」の分析

次に、(31)～(36)のような先行表現が明示されている「当該」について検討する。

- (31) 10日午前6時15分頃、都城市平塚町のJR日豊線五十市―財部駅間の線路上で、女性が都城発鹿兒島中央行きの下り普通列車(6両)にはねられ、死亡した。……(中略)JR九州によると、特急上下2本が部分運休、当該列車を含む上下4本が最大1時間50分遅れ、約800人に影響が出た。(= (12)の再掲)
- (32) 国際オリンピック委員会(IOC)のロゲ会長は12日、サッカー男子3位決定戦、日本―韓国戦の後、韓国の朴鍾佑(パクジヨシウ)が、「独島(トクト)(竹島の韓国名)は我々の領土」などと、IOCが競技会場内で禁止する政治的メッセージを掲げたことについて、当該選手のメダルはIOCが預かっている。

(ヨミダス歴史館.2012.8.13)

- (33) 11月30日【日曜版】「オンリーワン 青木隆治の変幻自在ものまね」の記事で、「今まで誰もやってこなかった芸にチャレンジしたい」とあるのは、「チャレンジしたい」の誤りでした。入力ミスです。

◎一部地域で当該記事が掲載されていない場合があります。

(ヨミダス歴史館.2014.12.1)

- (34) 燕市は17日、今年度の4～6月分の国民健康保険税の納税通知書について、払う必要のない56世帯に誤って送付したと発表した。

同市の税務処理を担当したシステム会社の操作ミスが原因で、同市は当該世帯に電話と文書で謝罪したという。

(= (14) の再掲)

- (35) 県は25日、県内の市町村で所在が把握できない18歳以下の子どもが5月1日現在、9市に85人いると発表した。……。

県は当該児童について所在を把握、安全を「目視」で確認し、虐待などの可能性がある場合は児童相談所や警察に連絡するよう9市に求めた。(ヨミダス歴史館.2014.7.26)

- (36) 新たに誤りが見つかったのは、伊賀営業所の上野天理線と桑名営業所の桑名阿下喜線。上野天理線では4月の1か月間、39区間で運賃を10～70円少なく表示。……。

対象期間に、上野天理線の当該区間の利用者は10人程度で、収受不足は200円程度。(ヨミダス歴史館.2015.5.2)

(31)～(36)の「当該」をともなった名詞句は、それぞれ点線で示した指示対象を指し示し、前文脈に出現した特定の「列車」「選手」「記事」「世帯」「児童」「区間」を指し示すことがわかる。話し手が指示対象を同定することができるため、「当該」をともなった名詞句は特定指示になる。特に、(32)「当該選手」の指示対象は、「朴鍾佑」という固

有名詞であり、特定指示であることが明確である。特定指示であるということは、話し手の知識状態を想定するということを意味すると考えられる。

しかし、(31)～(36)の「当該」をともなった名詞句は特定指示であるものの、話し手の知識状態を想定する程度が高いとは言えない。

例えば、(31)は人身事故についての記事であり、(31)の記事にとって、事故の発生時刻、発生場所、被害状況など、具体的にどのような事故が起こったのかという情報が重要であり、話し手はその情報を把握する必要はあるが、事故を起こした列車は具体的にどのような列車なのかは重要な情報ではない。話し手はその列車についての情報を把握する必要はない。よって、「当該」の指示対象である「列車」に対して、話し手の知識状態を想定する程度が低いと考えられる。(32)の「当該」の指示対象は「朴鍾佑」という固有名詞であり、特定指示になるが、その「朴鍾佑」がどのように規則を違反するのかということは記事にとって重要な情報であり、「朴鍾佑」という選手は、サッカーの技術がうまいかどうか、結婚しているかどうかというように、具体的にどのような選手であるかということは重要な情報ではない。そのため、「当該」の指示対象である「朴鍾佑選手」に対して、話し手の知識状態を想定する程度が低い。(33)も同様であり、「記事が掲載されていないこと」が重要な情報であり、その「記事」は具体的にどのような内容の記事なのかについて話し手が把握しなくても、「当該記事」という表現を用いることができる。よって、「当該」の指示対象である「記事」に対して、話し手の知識状態を想定する程度が低い。

また、(34)～(36)のような指示対象が複数である場合は(31)～(33)のような指示対象が1つである場合よりも、話し手の知識状態を想定する程度が低い。(34)の指示対象は「56世帯」であり、話し手はその「56世帯」を逐一把握する必要は当然ない。(35)の85人の所在不明の児童や、(36)の「39区間」も同様である。話し手はその複数の「児童」「区間」

を逐一把握しなくても、「当該児童」「当該区間」などの表現を用いることができるということは、「児童」「区間」などの指示対象に対して、話し手の知識状態を想定する程度が低いという証拠になるのではないかと考えられる。

以上のように、「話し手の知識状態」という概念を用いて、「当該」を統一的に説明することを試みた。「当該」は話し手の知識状態を想定しない、あるいは、想定する程度が低いことを表す表現である。

6. おわりに

「当該」は漢字二字であるものの、本稿では、字音接頭辞と認め、どのような指示詞的用法を持っているのかについて考察した。

本稿は先行表現が明示されているかどうかによって、先行表現が明示されている「当該」と先行表現が明示されていない「当該」の2種類に分けた。また、「話し手の知識状態」という概念を用いて、「当該」を統一的に説明することを試み、「当該」は話し手の知識状態を想定しない、あるいは、想定する程度が低いことを表す表現だと結論づけた。まとめると、次の表3のようになる。

表3 「当該」の用法分類

本稿の分類	用例数 ¹¹⁾	特定性	統一的説明
先行表現が明示されている「当該」	209例	特定指示	話し手の知識状態を想定しない、あるいは、想定する程度が低いことを表す
先行表現が明示されていない「当該」	241例	不特定指示	

最後に、今後の課題として、「当該」と「その」の違いが挙げられる。4.2では、先行表現が明示されていない場合には、「当該」と「その」が類似することを少し述べた。また、先行表現が明示されている場合には、

「その」も当然使われる。どのような場合に、「当該」を「その」に置き換えられるか、どのような場合に、「当該」を「その」に置き換えられないかという問題は更なる検討が必要であり、今後の課題とする。

参考文献

- 石井正彦 (2007) 「複合語」 飛田良文[他] (編) 『日本語学研究事典』 .pp.169-170. 明治書院
- 小林由紀 (1997) 「「先行表現」をもたない指示語—「その」の文脈指示とは言いにくい諸用法をめぐる—」 『国文学研究』 121.pp.68-79. 早稲田大学国文学会
- 斎藤倫明 (2016) 『語構成の文法的側面についての研究』 ひつじ書房
- 建石始 (2016) 「指示詞の用法を持つ名詞修飾表現研究—コーパスを使った「問題の」・「例の」・「あの」の分析—」 福田嘉一郎・建石始 (編) 『名詞類の文法』 pp.61-78. くろしお出版
- 建石始 (2017) 『日本語の限定詞の機能』 日中言語文化出版社
- 張明 (2016a) 「字音接頭辞「当」と「本」について—両者の比較を中心に—」 『日本語学会2016年度春季大会予稿集』 .pp.41-48. 日本語学会
- 張明 (2016b) 「新聞記事における字音形態素「同」の運用実態」 『学習院大学人文科学論集』 25.pp.77-104. 学習院大学大学院人文科学研究科
- 張明 (2017) 「字音接頭辞「各」について」 『人文』 15.pp.27-46. 学習院大学人文科学研究所
- 張明 (2018) 「字音接辞の分類」 『学習院大学大学院日本語日本文学』 14.pp.130-101. 学習院大学大学院人文科学研究科日本語日本文学専攻
- 中川秀太 (2005) 「字音形態素「同」と照応」 『早稲田日本語研究』 13.pp.13-24. 早稲田大学日本語学会
- 中川秀太 (2015) 「字音形態素「両」の意味・用法について」 『日本語文法』 15-2.pp.99-115. くろしお出版
- 竝木崇康 (2009) 「複合語の意味解釈における「意味要素の稀薄化」」 由本陽子・

- 岸本秀樹 (編) 『語彙の意味と文法』 .pp.139-158.くろしお出版
- 竝木崇康 (2013) 「複合語と派生語」『レキシコンフォーラム』 6.pp.43-57.ひつじ書房
- 野村雅昭 (1978) 「接辞性字音語基の性格」『国立国語研究所報告61 電子計算機による国語研究Ⅸ』 .pp.102-138.国立国語研究所
- 野村雅昭 (1988) 「二字漢語の構造」『日本語学』 7-5.pp.44-55.明治書院
- 山下喜代 (2008) 『日本語教育のための合成語データベース構築とその分析』(平成17年度～平成19年度科学研究費補助金研究成果報告書)
- 山下喜代 (2013) 「現代日本語における漢語接辞研究の概観」『青山語文 大上正美教授退任記念号』 43.pp.157-168.青山学院大学日本文学会
- 山下喜代 (2016) 「第7章 語構成 人を表す接尾辞「族」の語形成と意味を中心に」 斎藤倫明 (編) 『日本語語彙論Ⅰ』 .pp.207-240.ひつじ書房
- 山下喜代 (2018) 「字音形態素のカテゴリー化—接辞を中心に—」『青山語文』 48.pp.217-228.青山学院大学日本文学会

注

- 1) 具体的に個々の字音接辞を語彙論・意味論、生成文法理論、認知言語学理論からどのように考察されているのかについて、山下 (2013) (2016) に詳しい。
- 2) 後述するが、「問題の」「例の」も含まれているため、「字音表現」としている。
- 3) 山下 (2018) の「二字漢語や和語、外来語」に相当する。
- 4) 用例の下線と点線は筆者によるものである。ただし、先行研究から引用した用例の下線は先行研究による。
- 5) 「前接」は、語構成上前部分になるもの、「後接」は、語構成上後部分になるもの、「前後接」はその両方になりうるものを指す。
- 6) 斎藤 (2016) による用語である。ただし、指す範囲は本稿と異なる。斎

藤（2016）では、「国際化」の「国際」も、「国際結婚」の「国際」も、合
成形式専用の複合字音語基だと位置づけられている。

- 7) 本稿はあくまでも意味要素の稀薄化が生じたものの中に二字字音接辞と
いえそうなものがあるのではないかと主張するものであり、竝木（2009）
（2013）で挙げられた例の中から二字字音形態素をリストアップし、（4）
のようにひとまとまりにした。ただし、（4）で挙げた用例は、意味要素
の稀薄化が生じたものとはいえ、すべてが同じレベルではないということ
を断っておく。ここでは詳しく検討しないが、詳細は竝木（2009）（2013）
を参照されたい。
- 8) 「方向音痴」「運動音痴」の「～音痴」や、「介護難民」「ネットカフェ難民」
の「～難民」は、竝木（2013）では、「複合語の後部要素」という用語を使っ
ている。「複合語」というのは、語基同士が組み合わされた語のことであり、
竝木（2013）では、「～音痴」「～難民」などは語基という認識であること
がわかる。
- 9) 小林（1997）では、「先行表現をもたない」という言い方を使用している。
- 10) もう1種類の「当該」がある。それは次の（ア）（イ）のような引用表現
の中の「当該」である。
 - （ア）豊岡市役所であった締結式で、同市の中貝宗治市長は「災害直後、
当該自治体は大変混乱するので、いざという時には押し掛けて応援す
る内容にした」と説明。 （ヨミダス歴史館.2014.2.26）
 - （イ）松野哲市長は「極めて遺憾で市民に深くおわびする。再発防止を徹
底し、当該職員には厳正に対処する」とコメントを発表した。
（ヨミダス歴史館.2016.5.14）引用表現の中の「当該」が、引用されたことによって、先行表現を失っ
ているため、「当該」はもともと先行表現を持っているのか、持っている
とすれば、何を指し示すのかといったことがわからなくなる。よって、引
用表現の中の「当該」は本節の分析対象から除外する。
- 11) 注10で言及した引用表現の中の「当該」は79例ある。先行表現が明示さ

れている「当該」の209例と先行表現が明示されていない「当該」の241例を合わせて、529例になり、3節の最後に示した本稿の対象となる「当該」の529例という数字に一致する。

The Two-Character Sino-Japanese Morpheme “Togai” With Demonstrative-Type Usage

ZHANG, Ming

Although “togai” has two Kanji characters, in this paper it is considered a Sino-Japanese morpheme, and by accumulating examples of usage from a database of newspaper articles, an examination of what kind of demonstrative-type usage it possesses is conducted.

When determining whether it is a two-character Sino-Japanese morpheme, it is not only the aspect of whether examples of usage in combination with kango/Sino-Japanese words of two or more characters, wago/Japanese words, and gairaigo/words of foreign origin, will be confirmed or not, but also the aspect of whether a word can be constituted independently becomes important. For “togai”, examples of usage combined with kango, wago, and gairaigo were identified, and further, as it is not possible to use it as a subject or complement and as it cannot constitute a word independently, it is recognized as a two-character Sino-Japanese morpheme.

Regarding usage classification of “togai”, it was classified into two categories, namely, the “togai” that specified the previous expression and the “togai” that did not, depending on whether the preceding expression was specified or not. The “togai” in which the previous expression is specified is a usage in which a specific thing that has already been covered in the preceding context is referred to. As opposed to this, the “togai” in which the previous expression is not specified is a usage in which it does not refer to a specific something that has already been covered in the preceding context, but rather refers to an arbitrary thing in a certain group.

Further, we also examined what were the common characteristics in the two types of “togai”. In this paper, we try to explain “togai” uniformly using the concept of the “state of knowledge of the user”. We conclude that “togai” is an expression which indicates that the extent of assumptions made or not made about the state of knowledge of the user is low.

(日本語日本文学専攻 博士後期課程3年)